ぽけっと

大津市消費生活センターだより

大津市消費生活センターの電話番号
528-2662
相談時間　毎週月 ～ 金曜日
午前9時 ～ 午後5時
休　館　土・日・祝日

「点検商法」に気をつけましょう！！

「点検に来ました」と言って訪問した業者が点検後に不安をあおり、高額な契約をさせられる消費者トラブルが多発しています。最近当センターに寄せられたご相談を紹介します。

【相談例】

ひとり暮らしの高齢者の家に「点検は無料。汚水ますの洗浄を2千円でしますよ」と市の許可を得ているという水道業者が訪ねてきた。そういえばしばらく汚水ますの掃除をしていなかったことを思いだし、2千円なら安いと思って頼んだ。ますや排水管の洗浄をした後で、「汚水ますへの排水管の傾きが足りないので、トイレの紙が詰まり気味だ。ますを交換したほうがよい。」と業者から言われ、6万円を支払って汚水ます交換工事をしてもらった。数日後に同じ業者がやってきて、他の汚水ますも交換の必要があると言われ、12万円の契約をしてしまった。

【解説】

今回、この業者は市の許可を得ている、排水管にトイレの紙が詰まっている等の虚偽説明をしており当センターからこれらの問題を指摘したところ、契約解除となりました。

このような手口は「点検商法」と言われるもので、無料または格安な料金の点検後に消費者の不安をあおることで、不要な工事や商品の契約をさせるものです。一度契約すると次々と別の契約をさせるケースもあります。上記の相談例の他に屋根や外壁の修繕、シロアリ駆除、浄水器の設置等があります。訪問や電話で勧誘を受けた場合は、安易に家にあげることはせずに不要ならきっぱり断りましょう。業者に依頼する場合は、複数の業者に見積りを依頼し、相場を把握、比較検討のうえ慎重に契約しましょう。

また、契約した後でも、8日以内ならクーリング・オフにより、理由を問わず無条件で契約の解除ができます。クーリング・オフ期間が過ぎても諦めないで、消費生活センターへ相談しましょう。

【参考】

宅内の排水設備の清掃は、各自の責任で行っていただくこととなっております。なお、排水設備の交換や移動の工事は、敷地内であっても市に届け出が必要です。また、市の下水道排水設備指定工事店でなければ工事をすることはできません。（大津市下水道条例）

排水設備についての詳しい情報や指定工事店については大津市企業局お客様設備課に問い合わせるか大津市企業局ホームページで確認できます。

大津市企業局お客様設備課：528－2605

消費生活センターでは、消費者情報をメールで「携帯電話」や「パソコン」に配信しています。

QRコードの読み取りに対応した携帯電話をお使いの方は、こちらのQRコードを読み取ることで、メールアドレスを入力する必要がなく、簡単にアクセスできます。
登録は無料です。（但し配信の登録・削除、メール受信にかかる通信料・パケット通信費は登録した人の負担となります。）パソコンからの配信をご希望の方は、大津市ホームページをご覧ください。
http://www.city.otsu.lg.jp/shisei/koho/hp/online/mail/index.html

「リコール」ってご存知ですか？

身の回りにあるものによる事故の再発を防止するため、製造事業者等が製品を無償で修理したり、回収等を行うことがあります。こうした無償修理や回収等を「リコール」といいます。

リコールされた身の回り品による火災等の重大事故が発生しています。事故は、尊い人命やあなたの財産を奪うことにもなります。事故に遭わないために、リコール情報をキャッチしましょう。

リコール情報は・・・

◇新聞の社告、折込チラシ、店頭のポスター等に掲載されていることがあります。
◇商品を購入した際に、メーカーに対してユーザー登録したりすることや、販売店の会員になることで届く体制を整えている事業者もあります。
◇通信販売で購入した場合は、直接、購入者に届くこともあります。
◇消費者庁ではリコール情報サイトを開設しています。（http://www.recall.go.jp/）
会員登録すると新着リコール情報がメールで届けられます。

お使いの製品がリコール対象商品だった場合には、すぐに使用を中止し、事業者に連絡してください！！

ついうっかりが思わぬ事故に

くらしに役立つはずの様々な製品も、使い方を誤ると、けがや病気、時には生命にかかわるような事故がおきてしまいます。下記のほかにも、どのようなことに気をつけるべきか、考えてみましょう。

・毎年、石油ストーブの事故が多く発生しています。火を消さずに給油していませんか？　使用する際は、こまめに窓を開けるなど換気をしていますか？灯油はシーズンを持ち越さずに使い切りましょう。
・電気あんかやヘアドライヤーなどを収納するとき、本体にコードを巻き付けないようにしましょう。コードの付け根部分が断線し、発火の原因になります。
・電気こたつを使用するときは、電源コードをこたつの脚などで踏まないでください。また、こたつの中で衣類などを乾かさないようにしましょう。

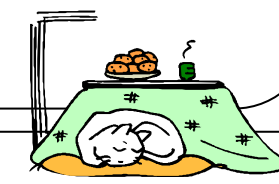

<u>未然に製品事故を防ぐためには・・・・</u>

・製品を選ぶ際には、価格や性能だけでなく、安全性にも配慮しましょう。
・製品を使用する前に「取扱説明書」をよく読み、正しい使用方法、手入れの仕方などを確認しましょう。
・リコール情報に注目しましょう。

<u>製品事故が起きてしまった場合は？</u>

1　身体に被害（負傷、疾病）がある場合は、すぐに医療機関を受診しましょう。
2　事故原因となった製品や、事故の状況について、写真・メモで記録しましょう。
3　消費生活センターや、メーカーなどの事業者に報告しましょう。

事故には至らず「ヒヤリとした」「ハッとした」だけの体験であっても、別の方の使用にあたって、重大事故になる可能性もあります。情報共有によりみんなで製品事故を防ぐため、こうした「ヒヤリハット情報」についても消費生活センターにお知らせください。

② 大津市消費生活センター　〒520-0047 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4階　TEL 528 - 2662

消費者問題啓発協力員コーナー

「大津市消費者問題啓発協力員」は、消費者被害の未然防止や早期発見を図るために消費生活センターと協働で活動している市民ボランティアです。このコーナーでは、私たち啓発協力員から活動状況を報告します。

平成26年度「消費者のための身近な法律講座」を修了された方のうち、新たに13名の方が「大津市消費者問題啓発協力員」として登録され、12月9日消費生活センター所長から登録証が交付されました。

消費者被害の未然防止・拡大防止・早期発見を図るため、センターと協働で地域に根ざした消費者被害防止の取り組みを積極的に展開していきます。

年金支給日にあたる12月15日午前、イオン西大津店前で消費者被害未然防止の街頭啓発をしました。

当日はとても寒い朝となりましたが、19人の啓発協力員が一人ひとりの方に声をかけながら、啓発用のティッシュとパンフレットを配りました。

啓発協力員が街頭啓発で聞き取ったことや参加した感想などを紹介します。

高齢の方との会話の中で、電話をナンバーディスプレイ式に変更したとか、子どもからの指定番号以外は呼出音が出ないように設定している、「0120」で始まる呼び出しや非通知は出ないなど、対策しておられる方があり、消費生活センターの存在もあるのではと思った。

年配の女性から「何のPR？」と質問があり、肩からかけた「たすき」を示しながら説明しました。「私のような者が一番に注意せんといかんね。」とよくご理解いただけたようでした。

ほかにも、「寒い中ご苦労さん！」とか、「おおきに」「ありがとう」という声をたくさんいただきました。

啓発協力員に登録して初参加の街頭啓発です。

街頭活動なんて初体験でしたが、「悪質商法防止のためのキャンペーン活動です」の声かけに、差し出したティシュとパンフレットを気持ちよくお納めいただき、「寒い中ご苦労様です」といたわりの言葉をかけていただけて、本当にびっくりしました。

悪質商法が由々しき一大関心事になっていて、これは何とかしなければ・・・、しむけられたらどうしたらいいの・・・、という空気が一般の消費者の方々の日常感覚のなかにもジワリと浸透しているのかなと思いました。

だからそれだけに、あらためて啓発協力員の活動の必要性と意義を実感した街頭活動でした。

消費生活講座（消費者団体との共催事業）のご案内

入場無料

学んで知って老後不安を吹き飛ばそう
～老後の住まいをどうする？～

私たち、消費者団体「くらしの泉」は、今まで3回の消費生活講座（講師　山中由美さん）で、老人ホームの事をいろいろ学びました。また、その他のいくつかの講演も聴き、施設の見学もいくつか行きました。

それらを皆さんにお伝えし、質問もお聞きして知る限りのお答え・相談をさせていただきます。

日　時：平成27年2月16日（月）午後1時30分から3時30分まで
場　所：明日都浜大津4階　ふれあいプラザホール（京阪浜大津下車）
講　師：くらしの泉　山田　理子さん
申込み：電話・FAX・メールまたは直接消費生活センターまで
TEL：528-2662　FAX：521-2193　Eメール：otsu1113@city.otsu.lg.jp
託　児：あり（1歳～未就学児対象）　定員10人（2月12日までに要予約）

休日等における消費生活に関する学習会への講師派遣について

消費生活センターでは、土・日・祝日の昼間、平日の夜間に自治会などのグループが実施する消費生活に関する学習会へ講師を派遣しています。平成27年3月31日までに開催される学習会等で講師派遣を希望するグループを募集します。ぜひご利用ください。

テーマ：「悪質商法にご用心」
最近の相談事例をもとに悪質商法などの消費者トラブルや対処法などについてお話しします。
対　　象　：自治会など、市内在住の10人以上のグループ
開催時間：土・日・祝日の9時から17時まで、平日16時から20時までの1～2時間程度
（ご都合に合わせます）
派遣費用：講師料、交通費は無料（センターで負担します）
会場手配：会場手配・準備、当日の進行は申込者でお願いします。
講　師　：滋賀県消費生活コンサルタント協会会員
申込方法：実施日の2週間前までに消費生活センターまで申込書を提出ください。
（希望日に実施できない場合もあります。）

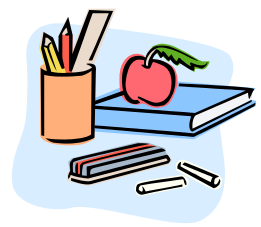

※今までどおり、平日の10時～16時、出前（出張）講座も行っています。